

バーチャルな無人島ライフと「リアルな税金」

ニンテンドースイッチのゲームソフト「あつまれ どうぶつの森」(以下、一般的略称の「あつ森」とします。)が大人気を博しています。

このゲームの舞台は無人島で、プレイヤーは無人島での生活を様々な価値観でエンジョイして楽しめます。無人島では釣りに夢中になっても、昆虫採集に励むことも可能です。家具を集めて自宅を飾ってみたり、自分で服をデザインしたりすることもできます。花を交配させて色とりどりの庭園を造ることも、ゲーム内の投資で(ゲーム内でのみ流通する)お金を稼ぐことも、川に橋を架けるといった島のインフラ整備にまい進することも自由にできるため、外出が制限される日々で自由な箱庭を得られることから、全世界的な人気となっているようです。日本経済新聞2020年5月31日の記事によると、3月20日の発売からの12日間で全世界1,177万本を販売したそうで、大ヒットを記録しています。

「あつ森」の人気の遊び方には、上記のほかに、ネットワーク上でリアルな友人プレイヤーの島に遊びに行ったり、逆に迎えたりする交流の機能があり、ゲーム内の生活を楽しむ側面と、ネットを通じてリアルな友人たちと交流できる両面を備えています。そのため、SNSに類似した仮想のコミュニティが全世界1,000万人規模で出来上がりつつあると注目され、大手ファッションブランドが自社の新デザイン商品をゲーム内のアイテムとして同時発表して広告宣伝に利用する等、多くのビジネスが注目するコンテンツになっています。

空前の大ヒット作となっているあつ森は、発売から3か月が経ち、新たな遊び方が生まれてきています。ゲーム内のキャラクター達の人気が絶大になるにつれて、それをコレクションするプレイヤーが数多く出現しました。それに伴い、ゲーム中のキャラクターやアイテムなどを現実の世界で流通する現金で売買するRMT(リアルマネートレード)が行われているに至っています。

ゲームのキャラクターをネットワーク上で売買する行為を、ゲームの発売元の任天堂は禁止しているため、当該行為は利用規約違反になるそうです(日本経済新聞6月14日)。不法行為から生じた利得であっても課税の対象になるのが所得概念であることから、RMTで儲けがあれば課税されることになると考えられます。

現時点で明確な指針は存在しないためあくまでも予想になるのですが、競馬の馬券の払戻金に係る課税関係を参考に、取引の期間や回数、頻度等を総合的に勘案して、一時所得ないしは雑所得として課税されるのではないかと思います。仲介を行う者は、仲介役務提供の対価に対して課税されることになるのではないのでしょうか。また仲介役務提供は消費税の課税対象にもなると思われます。

今回取り上げたRMTに関する課税関係は、明確にされていないため、実務上で判断に困る可能性があります。今後取扱いの指針が国税庁から発表されるかもしれませんが、その際は再度エクラ通信で取り上げてみたいと思います。